

## 船舶事故調査報告書

平成25年10月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）  
委員 庄 司 邦 昭  
委員 根 本 美 奈

事故種類	電線施設損傷
発生日時	平成25年6月8日（土） 13時22分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市日向島の西側水路 鳥羽市所在の鳥羽港小浜南防波堤灯台から真方位346° 300m 付近 （概位 北緯34° 30.2′ 東経136° 50.1′）
事故調査の経過	平成25年6月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ヨット ポパイ、11トン 240-63683愛知、個人所有 11.99m (Lr) × 4.20m × 1.89m、FRP ディーゼル機関、39.70kW（合計）、平成24年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年3月22日 免許証交付日 平成23年11月25日 （平成29年3月21日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 ジブファーラーのスイベルの焼損 電線施設 パンザマストの折損及び電線被覆の亀裂
事故の経過	本船は、船長1人が乗り組み、乗船者2人を乗せ、鳥羽市浜辺浦に向かうため、日向島の東側水路を航行する予定だったが、日向島北西沖において、船長が、日向島の西側水路を航行している2隻の観光船を視認し、観光船が航行している水路なので、景色が良いだろうと思い、西側水路に針路を定めて機走で南進した。 船長は、船尾コックピットの左舷側に立ち、目視による見張り及びGPSプロッターによる船位の確認を行い、浅所が有るので、水深に注意しながら、操船に当たっていた。 船長は、13時22分ごろ、船首が突然持ち上がったので、視線を上げたところ、マストと鳥羽市小浜町～日向島間の空中に架けられた海上横断高压電線（以下「本件電線」という。）とが接触し、バチバ

	<p>チという音をたてながら、煙が上がっている状況を視認して直ちに後進させた。</p> <p>船長は、本船のマストと本件電線とが接触した際、本件電線に何らかの被害を与えただろうと思い、浜辺浦に到着後、電力会社に連絡した。</p> <p>電力会社は、船長からの連絡を受けて調査したところ、本件電線の施設であるパンザマスト（鋼管製の継ぎ足し式電柱）及び電線に損傷を発見した。</p> <p>本船は、本事故発生後の整備時、ジブファーラーのスイベルの焼損が確認された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 高潮時</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船首隔壁から後ろにキャビンを、キャビンの中央付近に水面上高さ約20.8mのジブファーラーの付いたマストを、キャビン後端から船尾端間にコックピットをそれぞれ配置し、コックピットの両舷に舵輪を備え、左舷側の舵輪付近にGPSプロッターを、右舷側の舵輪付近に水深計、速力計等をそれぞれ装備していた。</p> <p>ジブファーラーは、セールをフォアステーに取り付けられたヘッドfoilに巻いて収納するためのものであり、ヘッドfoil、ヘッドfoilを回転させるドラム及びジブハリヤードがヘッドfoilと供回りしないようにするためのスイベルで構成されていた。</p> <p>本船の喫水は、センターボードの下端までが約2.4m（カタログ値）であり、日向島の西側水路は、水深約1.8mの浅所が点在していた。</p> <p>船長は、本事故発生時、日向島の西側水路を初めて航行した。</p> <p>船長は、事前に日向島の西側水路の水路調査を実施しておらず、また、航行中に見ていたGPSプロッターの画面に表示された送電線の海図図式の意味を知らなかったため、上方の見張りを行っていなかった。</p> <p>海上保安庁が発行した海図には、本件電線が高さ15mと記載されていた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、日向島の西側水路を南進中、船長が上方の見張りを行っていなかったことから、本船のマストと本件電線とが接触し、本件電線の施設等を損傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、日向島の西側水路を初めて航行したが、航行する予定がなかったため、事前に水路調査を行っていなかったこと、航行中に見て</p>

	いたGPSプロッターに表示された画面の送電線の海図図式の意味を知らなかったこと、及び水深に注意を向けていたことから、上方の見張りを行っていなかったものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が日向島の西側水路を南進中、船長が上方の見張りを行っていなかったため、本船のマストと本件電線とが接触したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初めて航行する海域は、同海域に入域する前に水路調査を実施すること。</li> <li>・ヨットで航行する場合、マストの高さを考慮し、上方の見張りを適切に行うこと。</li> </ul>